

群馬県立前橋南高等学校部活動方針

平成31年4月

1 部活動の目的と活動方針策定の意義

本校の部活動は、生徒がスポーツや文化活動に主体的に取り組み、高校生活をより充実したものにするを目的とし、学校教育の一環として実施する。生徒が心身を鍛えるとともに、様々な交流を通して、人間関係形成能力やコミュニケーション能力を身につけることを目指す。

この活動方針は、本校部活動の適切な運営と活性化を意図したものであり、次の「2」から「3」において部活動に関する本校の基本的な考え方を示す。

2 具体的指導方針

(1) 活動日および活動時間について

① 週あたりの休養日の設定

- ・ 週1日以上以上の休養日を設定する。
- ・ 大会日程等により、休養日を確保できない場合は代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の指導方針に準じる。
- ・ 連続した休養期間を設定するなど、生徒が十分な休養がとれるよう配慮する。

③ 活動時間

- ・ 合理的かつ効率的に活動すること。
- ・ 平日の活動時間は3時間程度とする。
- ・ 学校休業日の活動時間は3時間程度とする。
- ・ 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間等を適切に設定し、無理のない活動を行う。
- ・ 活動時間を延長する場合は、校長と保護者の承諾を得る。

④ 朝練習について

- ・ 朝練習を実施する場合は、その必要性と目的を明確にし、生徒及び保護者との連携を密にして実施する。
- ・ 朝練習については生徒の健康状態と活動意欲を重視し、学習や家庭生活等を配慮して実施する。

⑤ 活動計画書・実績報告書の提出について

- ・ 顧問は月ごとの活動計画書を作成し校長に提出する。(提出：前月末まで)
- ・ 顧問は各月の活動実績報告書を校長に提出する。(提出：翌月10日まで)
- ・ 顧問は各月の活動内容を振り返り、効率的な活動に努める。

⑥ その他

- ・ シーズンオフに当たる期間は土曜日、日曜日の休養日設定も検討する。
- ・ 定期考査1週間前からは学習時間を確保するため部活動は行わない。活動をする必要がある場合は、校長に届出をし了承を得ること。

(2) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。
- ② 生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。
- ③ 気象の変化と熱中症等に関する必要な知識を持ち、適切な情報収集や判断を速やかに行う。
- ④ 事故等が発生した際には、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等初期対応を迅速確実に実施する。

(3) 経費について

- ① 活動にあたる経費を生徒会費から補助する。
- ② 各部において部費を徴収する場合は、金額や使途内容について保護者の理解を得た上で決定する。
- ③ 顧問が会計を管理する場合は校長名により徴収する。
- ④ 帳簿を作成し会計報告をする。会計管理・監査は1人で行わず必ず複数の顧問で行い、必要があれば保護者を交えて行う。
- ⑤ 会計報告については各部の運営上適切な時期に行うこととする。
- ⑥ 会計報告は校長に提出する。

3 その他

(1) 体罰等許されない指導の撲滅

指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような行為や発言は絶対にしない。また、させない。

(2) 外部指導者について

- ① 顧問職員の負担軽減及び専門的指導を求める生徒・保護者の要望に応えるための外部指導者の活用は、校長と関係者の協議調整のもと依頼する。
- ② 外部指導者の活用は、部活動が学校管理下での計画的教育活動であることを基本に顧問との役割分担等を明確にし、各部の状況を考慮し実施する。

(3) 部活動取組状況の報告と改善について

- ① 部活動検討委員会(主顧問会議)を開催し、各部の取組状況の情報共有と課題点の協議を行う。
- ② 学校評議員会において、本校部活動の取組状況を報告し、指導助言を得る。